

議案第13号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年 2月18日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

建築基準法の改正を踏まえ、用途地域における増築、改築又は移転の特例許可申請手数料等を定めるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項、9の項、10の項、13の項、14の項、16の項から19の項まで、21の項、21の2の項、21の4の項、21の5の項、21の8の項、21の9の項、21の11の項から21の14の項まで及び21の16の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表27の項の次に次のように加える。

27の2 建築基準法第48条第16項第1号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく増築、改築又は移転の特例許可の申請に対する審査	用途地域における増築、改築又は移転の特例許可申請手数料	1件につき	87,000円	許可申請のとき。
27の3 建築基準法第48条第16項第2号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の特例許可の申請に対する審査	用途地域における建築の特例許可申請手数料	1件につき	92,000円	許可申請のとき。

別表第1の29の2の項中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同表30の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表50の3の項中「第86条の

8第1項」の次に「又は第87条の2第1項」を加え、同表50の4の項中「第86条の8第3項」の次に「（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同表50の9の項を同表50の11の項とし、同表50の8の項を同表50の10の項とし、同表50の7の項を同表50の9の項とし、同表50の6の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同表50の8の項とし、同表50の5の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同表50の7の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>50の5 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>108,000円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
<p>50の6 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>195,000円</p>	<p>許可申請のとき。</p>

別表第2都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の項中「準用する」の次に「同法」を加え、「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

別表第3建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項及び建築物のエネルギー

一消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

付 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。